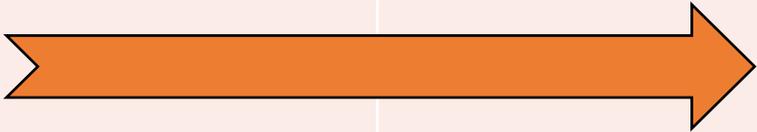
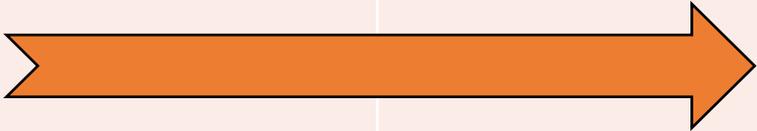


収支報告書の公表に関する改正

(参考) 収支報告書等のオンライン提出の義務化・データベース (DB) を用いた公表の適用表

		令和7年定期分 (令和7年1月1日～12月31日) 収支報告書	令和8年定期分 (令和8年1月1日～12月31日) 収支報告書	令和9年定期分 (令和9年1月1日～12月31日) 収支報告書	令和10年定期分 (令和10年1月1日～12月31日) 収支報告書
政党本部 ・ 政治資金団体	提出期限	令和8年3月末 までに提出	令和9年3月末 までに提出	令和10年3月末 までに提出	令和11年3月末 までに提出
	提出方法 ・DB 公表	オンライン提出は 任意	オンライン提出義務 ・DB対象		
国会議員 関係政治 団体	提出期限	令和8年5月末 までに提出	令和9年5月末 までに提出	令和10年5月末 までに提出	令和11年5月末 までに提出
	提出方法 ・DB 公表	オンライン提出 努力義務	オンライン提出義務 ・DB対象		
(参考) その他の 政治団体	提出期限	令和8年3月末 までに提出	令和9年3月末 までに提出	令和10年3月末 までに提出	令和11年3月末 までに提出
	提出方法 ・DB 公表	オンライン提出は 任意	オンライン提出は 任意	オンライン提出は 任意	オンライン提出は 任意

(注意) 令和9年1月1日以降に提出される解散分収支報告書(令和8年中に解散したもの等も含みます。)もオンライン提出義務化の対象となります。

ただし、データベースの対象となるのは、令和10年解散分以降(令和10年1月以降に解散したものに限り)の収支報告書となります。